

# 高知くらしの護身術

43

## 無知につけ込む業者も

### 未成年者の契約

(2007年1月31日掲載原稿)

20歳未満の若者が消費者トラブルに巻き込まれる事も少なくありません。

携帯電話やパソコンでのインターネットショッピングや、二輪車の購入に係るトラブルなど、未成年といえども様々な契約と無関係ではありません。

しかし、未成年は、一般に社会人としての経験や知識が不十分なため、単独で契約をすると重大な不利益をこうむる恐れがあります。

そこで、未成年者が契約をするときは、原則として、法定代理人の同意が必要であると定められています。法定代理人とは、通常、親権者である両親のことを指します。法定代理人が、その契約に同意しなければ、契約をさかのぼって無効にすることが出来ますし、本人が後から後悔して取り消すことも出来ます。

ただし、未成年者が「成年者」として扱われる場合及び、未成年者であっても有効に契約が出来る場合がありますので以下の事に注意してください。

まず、未成年であっても結婚している場合及び、法定代理人により一定の営業を許された場合の営業に関わる行為における契約については、成年者と同じく契約が成立します。

また、法定代理人が処分を認めた金額の範囲内（いわゆる「お小遣い」）での取引や、自ら成年者であると相手に信じ込ませた場合、法定代理人の印鑑を無断で使用するなどして「同意している」と思い込ませた場合なども契約を取り消すことは出来ません。

悪質業者の場合、未成年者の無知を利用して契約を有効に成立させたいがために、これらの行為を誘導する場合があります。未成年者が無理な契約をさせられてないか、異常な支払いを迫られてないかなど、普段から気にかけてトラブルを防いでください。